

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書



損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 月 7 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金97,200円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 6 月 15 日、盛岡市上米内字名乗沢地内において、市道上米内 1 号線を自動車で走行中、道路上の倒木にフロントガラスをぶつけ、車両を損傷したことによる。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書



損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 月 7 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 5,700円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 9 月 14 日、盛岡市三本柳 5 地割地内において、市道百目木線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

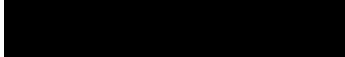

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 月 7 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金41,200円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 9 月 28 日、盛岡市湯沢 3 地割地内において、市道湯沢線を自動車で走行中、道路上にはみ出していた木の枝にぶつかり、車両を損傷したことによる。

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

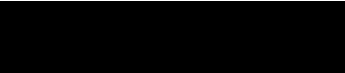
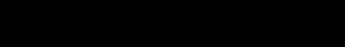
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 月 7 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金16,400円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 9 月 30 日、盛岡市上厨川字幅地内において、市道上厨川 3 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 月 7 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金36,500円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 11 月 18 日、盛岡市津志田西一丁目地内において、市道小舛沢・屋敷田線を原動機付自転車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

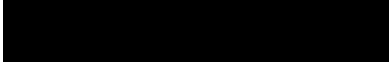
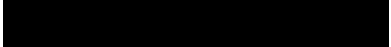
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 月 12 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 6,188円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 12 月 17 日、盛岡市上飯岡 18 地割地内において、市道寺前線を自動車で走行中、横断側溝の破損したグレーチング蓋に車輪を乗り上げ、車両を損傷したことによる。

報告第 7 号

専決処分^の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 月 12 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害倍書の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 223,355円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 11 月 13 日、盛岡市玉山字小田沢地内の作業道において、盛岡市の牧草ロール運搬業務委託の受注者が、市有車を後方に発進させた際、相手方車両を損傷したことによる。

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立総合プール天井及び外壁等改修（建築主体）工事	契約金額「 336,050,000円」を「 342,395,900円」に改める。	令和 3 年 1 月 25 日

報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書



損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 月 27 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金31,350円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 11 月 12 日及び令和 2 年 11 月 14 日に、盛岡市向中野二丁目地内において、市道西仙北向中野線の街路樹の根が相手方所有地内の排水管に入り込み、排水管を閉塞したことによる。

報告第 10 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書



損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 月 28 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金61,600円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 12 月 15 日、盛岡市青山三丁目地内において、市道青山三丁目 15 号線の街路樹の根が相手方所有地内の排水管に入り込み、排水管を閉塞したことによる。

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立大新小学校校舎大規模改修（機械設備）工事	契約金額「 220,785,400円」を「 222,572,900円」に改める。	令和 3 年 1 月 28 日

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立大新小学校校舎大規模改修（電気設備）工事	契約金額「 223,602,500円」を「 226,188,600円」に改める。	令和 3 年 1 月 28 日

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立仙北中学校第二屋内運動場等整備（建築主体）工事	契約金額「 244, 420, 000円」を「 253, 072, 600円」に改める。	令和 3 年 1 月 28 日

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
道明地区新産業等用地（第一事業区）基盤整備工事	契約金額「 622,454,800円」を「 621,945,500円」に改める。	令和 3 年 1 月 29 日

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立城西中学校校舎大規模改修（機械設備）工事	契約金額「 150,700,000円」を「 158,436,300円」に改める。	令和 3 年 2 月 4 日

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立仁王小学校校舎大規模改修（機械設備）工事	契約金額「268,400,000円」を「272,137,800円」に改める。	令和3年2月5日

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立飯岡小学校校舎増築等 （建築主体）工事	契約金額「 268,532,000円」を 「 270,050,000円」に改める。	令和 3 年 2 月 5 日

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立城西中学校校舎大規模改修（建築主体）工事	契約金額「 436,337,000円」を「 435,405,300円」に改める。	令和 3 年 2 月 5 日

報告第 19 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書



損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 2 月 10 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 157,760円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 9 月 10 日、盛岡市高松多目的広場人工芝広場北側駐輪場付近において、転倒した息子を助け起こそうとした際、地面にあった塩ビ管に足が入り転倒し、足を負傷したことによる。

報告第 20 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 2 月 18 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例

盛岡市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第21号）の一部を次のように改正する。附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症に係る盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第 1 項の市町村対策本部とみなし、改正後の盛岡市新型インフルエンザ等対策本部条例の規定を適用する。この場合において、同条例本則中「新型インフルエンザ等対策本部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部」と、同条例第 1 条中「盛岡市新型インフルエンザ等対策本部」とあるのは「盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部」と、同条例第 2 条第 1 項中「新型インフルエンザ等対策本部長」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部長」と、同条第 2 項中「新型インフルエンザ等対策副本部長」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策副本部長」と、同条第 3 項中「新型インフルエンザ等対策本部員」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部員」とする。